

共済組合の貸付種別と利率

 経理貸付係
 (082) 513-4955

貸付種別	資金の必要な事由	最高限度額 (万円)	年利率(%)
一般	組合員が臨時に資金を必要とする場合 ※ 借金返済、生活費充当は非該当	200	1.32
特別	任用期間の定めのある組合員 が臨時に資金を必要とする場合 ※ 借金返済、生活費充当は非該当	給料月額× 3/10× 残任期月数 (200万円以内)	1.32
教育	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹が学校教育法規定の小学校・中学校・高等学校、大学又は高等専門学校等に入学・就学するため資金を必要とする場合	550	1.32
住宅	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、購入、修理又は敷地の購入等をするのに資金を必要とする場合	1,800 (給料と組合員 年数に応じて 異なる)	1.32
介護住宅	介護の必要な人に配慮した構造を有する住宅及び介護機器の設置をするため資金を必要とする場合	300	1.06
結婚	組合員又は子が結婚するため資金を必要とする場合	200	1.32
医療	組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母が医療を受けるため資金を必要とする場合	120	1.32
葬祭	組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母の葬祭(葬儀、法事等の行事又は墓地の取得及び墓石の建立)を行うため資金を必要とする場合	200	1.32
災害	組合員又は被扶養者が、非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200	0.99
住宅災害	組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が非常災害等により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合	1,900 (給料と組合員 年数に応じて 異なる)	0.99
高額医療	組合員又は被扶養者が、高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とする場合	高額療養費相 当額の範囲内	無利息
出産	貸付日が出産予定日まで2か月以内の組合員又は被扶養者が出産のため費用を必要とする場合	出産費又は 家族出産費 相当額の 範囲内	無利息
	妊娠4か月以上の組合員又は被扶養者で医療機関等へ一時的な支払いが必要となった場合		

※ 任用期間の定めのある組合員は、特別貸付け、高額医療貸付け、出産貸付けのみが対象です。

詳細は、「福利厚生事務の手引」又は当支部ホームページ「手続きナビ-資金をかりる際の手続き」
 (<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/tetsuduki/shikin/index.html>)
 を参照してください。

お問い合わせは、公立学校共済組合広島支部 経理貸付係まで

※ 一般財団法人広島県教育職員互助組合加入の方は、35ページもご確認ください。